

「COVID-19 による JPTEC 資格の特例措置」に対する Q&A

JPTEC インストラクター編

Q1. Web システムにおいて私の資格は「なし」と表示されています。特例措置に基づく更新申請の対象は「2020 年 2 月 29 時点で、インストラクター資格があった者」とのことですが、確認の方法を教えてください。

A1. Web システムにログインし、画面右上の「登録情報」を選択してください。画面の下の方に「ユーザー情報（地域）」の項目があります。その中のインストラクターの行を確認して、資格有効期限年月日の期間に 2020 年 2 月 29 日が含まれているかを確認してください。

Q2. いわゆる「うっかり失効」と今回の申請では、何か異なる点がありますか？

A2. 「うっかり失効」は、インストラクター更新の要件を満たしていたが、申請の期間内（資格有効期限年月日の満了日以降 2 ヶ月以内）にインストラクター更新申請をしていない場合を指します。「うっかり失効」では、2 カ年分の会費(2,000 円)とは別に再登録手数料（2,000 円）が必要です。今回の申請では、事務手数料は必要ありませんので、事務局から郵送される振込用紙で 2 カ年分の会費（2,000 円）をお支払いください。

Q3. すでに更新に必要な指導実績があるので、この度の特例措置には利点を感じませんが、いかがでしょうか？

A3. 2020 年 2 月 29 日時点でインストラクター資格があり、更新に必要な指導実績がある方は、通常どおり Web システムで更新申請を行ってください。

Q4. すでに更新に必要な実績があるので、更新の時期を迎えたときには、Web でこれまで通り「更新申請」のボタンを押下しようと思います。何か問題はありますか？

A4. 2020 年 2 月 29 日時点でインストラクター資格があり、更新に必要な指導実績がある方は、通常どおり Web システムで更新申請を行ってください。

Q5. 更新に必要な実績を満たしていたので、Web システムに「更新申請」ボタンが出現しましたが、押下するのを忘れました。先日確認したところ、ボタンは消えました。これから、どのような手続きが必要になりますか？

A5. 所謂「うっかり失効」に該当します。インストラクター登録の更新不履行における再登録申請が必要となります。所属する指定地域組織の事務局までお問い合わせください。

Q6. 過去に一度も指導に参加していません。それでも更新はできるのですか？

A6. 今回の特例措置は事態の重大性と広域性を考慮し、2020 年 2 月 29 日時点でインス

トラクター資格が有効であった者において、所属する指定地域組織の代表が定める「コースが適正に開催できると判断した日（x-day）」から起算して6か月を経過した日の月末までの間に、インストラクター資格の有効期限の満了日を迎える場合は、コースでの指導が所定の回数を満たすものとして、インストラクター資格の更新申請を可能とするものです。

Q7. 指導実績が足りないのに、特例措置は大いに助かります。ところで私の場合、更新の時期を迎えたときに Web システム上に「更新申請」のボタンは出現するのでしょうか？

A7. 2020年2月29日現在にインストラクター資格を保有しており、所属する指定地域組織の代表が定める「コースが適正に開催できると判断した日（x-day）」から起算して6か月を経過した日の月末までの間は、指導履歴がなくとも、資格有効期限の満了日から2ヶ月間は「更新申請」ボタンが出現しますので、それを押下して申請事務を行って下さい。これを失念すると「うっかり失効」となり、インストラクター登録の更新不履行における再登録申請が必要となります。

Q8. 更新に必要な実績がないので、特例措置に期待しています。私の更新申請はいつから開始していただけるのでしょうか？また申請には期限はあるのでしょうか？

A8. インストラクターの資格有効期限の満了日が2020年5月31日までの方は、所属する指定地域組織事務局が指定する方法で申請してください。

インストラクターの資格有効期限の満了日が2020年6月30日以降の方は、Web システムの「更新申請」ボタンを押下して、更新申請を行ってください。

Q9. 特例では、不足として何回分の指導実績が補われるのでしょうか？

A9. 今回の特例措置では、Web システムにおいて、不足する指導実績が追加されることはありません。特例措置の対象となるすべてのインストラクターに、過去2年間に2回以上の指導実績があったものと見做す制度です。

Q10. 2019年10月に認定を受けましたが、予定のコースが中止となってしまう、いまだに指導の経験はありません。次の更新は2021年10月末です。仮に x-day が2020年10月だとしたら、特例の適用期限は2021年4月までなので、私の場合には特例は適用されないようです。残り6ヶ月で2回以上の指導実績を満たせるのか自信がありませんが、大丈夫でしょうか？

A10. 通例の特例制度と同様に、指導実績のための猶予期間は6ヶ月としています。お示しいただいた例では2021年10月までに2回以上の指導実績を満たせるよう頑張ってください。

Q11. 2019年4月に認定を受けましたが、予定のコースが次々と中止となってしまう、

いまだに指導の経験はありません。資格の有効期限は2021年4月末日です。仮に2020年10月中に「x-day」が判断されると、特例の対象期限は2021年4月末日までとなります。私の場合、指導を未経験でも次回の更新申請が可能であるという解釈ができますか？

A11. 資格有効期限の満了日が、特例の対象期限内となっていますので、指導実績がなくても更新申請ができます。

Q12. 自分の所属する指定地域組織では「x-day」が発表されました。しかし、自分の所属は今後もCOVID-19感染対応を継続するとのことで、コースに参加することができません。どうしたらよいのでしょうか？

A12. 個別の案件として対応する必要がありますので、所属する指定地域組織の事務局までお問い合わせください。

Q13. これまでの特例は有資格者としての活動期間が延長されるような措置であったと思います。今回の対応は、今までの特例と、何が同じで、何が異なるのでしょうか？

A13. 従前の特例措置は、インストラクター資格を6ヶ月延長することで、インストラクターの指導実績を積み、指導スキルの維持を保証するものです。今回の特例措置は、インストラクターとして指導の機会がないこと、事態の収束時期が予測できないことから、インストラクターとしての自己研鑽と今後の活躍に期待して、対象となるインストラクターには資格更新ができるようにいたしました。

Q14. 私の所属する地域では「x-day」が発表されていません。この発表を待たずして、コースを開催して宜しいのでしょうか？

A14. コースの開催については、指定地域組織が定める基準、要件、手続きなどに従ってください。詳細は指定地域組織の事務局にお問い合わせください。

Q15. 「x-day」の後に、コースは開催すべきでしょうか？

A15. コースの開催については、指定地域組織が定める基準、要件、手続きなどに従ってください。詳細は指定地域組織の事務局にお問い合わせください。

Q16. インストラクター資格の更新申請を忘れてしまい、2020年2月29日時点では「資格なし」の状態でした。このような場合でも特例は適用していただけるのでしょうか？

A16. インストラクター登録の更新不履行における再登録申請を行う結果、2020年2月29日時点でインストラクター資格が有効となり、かつ指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日から起算して6か月を経過した日の月末までの間にインストラクターの資格有効期限満了日を迎える場合には、特例の対象となります。

Q17. 私は2020年3月1日付でインストラクターに登録されました。2020年2月29

日時点では、プレインストラクター登録（+プロバイダー認定）でしたから、今回の特例は、私には適用されないのでしょうか？

A 1 7. 特例は、2020年2月29日時点で有効な JPTEC 資格に対して適用されます。このため、ご質問者のインストラクター資格は特例の対象外となります。

（2020年5月、事務局長会作成）